

## 畳類公正競争規約作成連絡会

### 第14回 幹事会 概要

日 時：平成29年5月2日（火）13：30～17：00

場 所：農林水産省生産局 第6会議室

出 席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合2名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材料卸商組合連合会1名、全国畳産業振興会1名、全日本 JIS 畳床工業協同組合1名、全日本 ISO 畳振興協議会2名

：オブザーバー 消費者庁、農林水産省

#### 議事概要：

4月28日に開催された平成29年度総会（以下「総会」という）で、連絡会個人会員（以下「個人会員」という）より発言のあった意見や要望を受けて、本連絡会のあり方や今後の方針を含めて議論した結果、次のとおり進めることとなった。

- ・総会で個人会員より出された意見や、過去に各団体あてに提出された要望を全て確認し、回答する。
- ・個人会員に規約（案）を提示し、規約（案）が目指す姿等、意見を求める。
- ・個人会員にメールにて規約案検討に加わるよう呼びかけを行う。

また、この検討に際し出席者からあった主な意見は以下のとおり。

#### （1）今後の取組み

- ・現在の規約案のまま何も手を加えずに推し進めるのか、産地表示を正しく表示するための仕組みを創るのか、今まで検討してきたことを全て破棄するのか、現在の規約案のハードルを下げて実現可能性を模索するのかを決めるのが先である。
- ・平成29年度に取り組んでいきたい事項を項目立てて詳細に記載し、スケジュールを提示する。スケジュールのなかで、試行に取り組むことも説明すべきではないのか。
- ・総会で意見を述べていた方を規約（案）の検討メンバーに加え、見直すべきところを修正した上で、試行に取り組むべきではないか。

#### （2）規約（案）に関する説明及び意見交換の必要性

- ・連絡会の立上げ時は、規約の理念について情報を発信したが、その後は手続き論になっていたのは事実であり、反省すべき。
- ・規約（案）の説明が業者の作業説明に偏っていた。意見交換の場が必要であった。
- ・規約案の内容よりも「消費者のためになる」という説明が足りなかったのではないかと感じた。規約が消費者のためになるのか、い草生産者のためになるのか、畳店のためになるのか分からない。焦点をハッキリした上で説明会を開催すべき。
- ・規約案では、消費者保護に関することが分からない。説明会では分かりやすい資料も付けるべき。

- ・ 畳店や流通業者から、規約（案）に関する情報が届いていないという声がある。また、誤った情報が伝わっていることもあることから、統一された説明をすべき。
- ・ 総会で発言された方は全日本畳事業協同組合（以下「全日畳」という）の組合員の方が多い。全日畳の組織の中で意見を集約して欲しい。また、どこの組合にも入っていない材料商には規約案の情報が一切入ってきていないので全日畳が開催する説明会に出席できるように手当して欲しい。
- ・ 全日畳の試行マニュアルには、8団体の総意によるマニュアルに記載されていない事項もある。8団体の総意ではないマニュアルが出回ることは問題である。
- ・ 過去にどのような意見が出されていたのかを、8団体の役員全員が知っておく必要がある。臨時総会前に説明会を開き、個人会員の意見を聞いた上で臨時総会を開いたらどうか。

### （3）規約（案）全般

- ・ もう一度、規約（案）をゼロから作り直さないといけないのではないか。会員証紙を畳1枚毎に貼るのは畳店の負担が大きい。規約（案）はハードルが高すぎるのではないか。
- ・ 消費者に正しい情報が伝わるのが重要であり、規約で義務づけている内容について、ハードルを下げて良いのではないか。
- ・ 全ての畳店が日常業務を行っていれば、規約を遵守することが当たり前になるような仕組みにすべき。零細な畳店から「日常業務の範囲では規約に対応できない」という声が上がるのであれば、規約を実施するのは難しいのではないか。
- ・ 現状のまま、臨時総会を開催しても前回（4月22日の総会）の繰り返しとなる。総会で出た意見については、どこの組合の支部から上がってきたのか調べて、その支部への説明が十分であったかを検証して回答する必要がある。
- ・ 品質管理に関する資格の有無を義務表示事項とすること自体に疑問がある。

### （4）全日畳の証紙

- ・ 全日畳の1組合員として発言するが、現在、官庁納品以外の畳に全日畳証紙を貼付する畳店は皆無である。
- ・ 全日畳組合員は、全日畳証紙の購入が半ば強制となっているが、規約の正式運用後も同様のことが有り得ると危惧しているのではないか。
- ・ 会員証紙を畳1枚毎に貼るのは畳店の負担が大きい。

### （5）試行

- ・ 試行は「広報・練習・検証」の意味合いがある。
  - ① 試行を行う過程で規約（案）の周知を図る（広報）。
  - ② 畳に携わる多くの事業者において、情報伝達が可能か、規約を守ることができるかを確認する（練習）。
  - ③ 規約（案）の不具合を洗出し、規約（案）を修正する（検証）。
- ・ 試行に取り組む前に、連絡会として意見交換会の計画をしてはどうか。

- ・一度、試行に取り組むと、そのまま規約案が押しつけられて、意見や要望を言っても聞いてくれず、負担を強いられるだけ。と考えているのではないか。

○今後のスケジュール

- (1) 過去に連絡会及び各団体あてに出された意見と総会で出された意見等の把握
- (2) 上記意見等を各団体の幹部が共有し、意見に対する回答（案）を作成
- (3) 各団体幹部は、上記回答（案）を共有
- (4) 幹事会開催
  - ① 回答文の成案の確認
  - ② 規約案説明及び意見交換会の資料（案）確認、役割分担（案）確認、了承
- (5) 規約案説明及び意見交換会（東京都、京都府の2ヶ所）
  - ① 規約案の説明
  - ② 意見交換
- (6) 臨時総会
- (7) 試行

以上